

第6回 名寄市農業委員会総会（令和7年7月）会議録

日 時 令和7年7月31日（木）
午後1時30分 開始
午後2時30分 終了

開催場所 よろーな 1階 会議室

日程表及び審査結果

日程	議案内容	議 件 名	件数	審査結果
第1		会議録署名委員の指名について		
第2	議案第1号	土地の現況証明願いについて	9件	承認
第3	議案第2号	設定された権利の合意解約について	12件	承認
第4	議案第3号	農用地利用集積等促進計画案の作成について	27件	承認
第5	議案第4号	農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について	2件	承認
第6	議案第5号	農地法第4条の規定に係る許可申請について	1件	承認
第7	議案第6号	農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について	1件	承認

第6回 名寄市農業委員会総会出席者名簿

2番 小川和則	11番 横田浩二	20番 北野雅嗣
3番 又村裕司	12番 越孝則	21番 藤野修一
4番 山上 瞳	13番 沼田清憲	22番 新田 司
5番 上手浩幸	14番 住田美紀	23番 小田桐正彦
6番 竹部裕二	15番 林 秀典	24番 伊藤貴美
7番 鈴木康裕	16番 菅原一徳	25番 安達啓治
8番 南原政幸	17番 菊池愛子	26番 中野寿子
9番 鈴木英二	18番 清水康史	27番 菅野真記子
10番 高橋尚幹	19番 村中洋一	

欠席

1番 飯村規峰

第6回 名寄市農業委員会定例総会 会議録

日 時 令和7年7月31日（木）午後1時30分

会 場 よろーな 1階 会議室

事務局長： 委員の皆様には大変お忙しいなか、お集まりいただきましてありがとうございます。
それでは、令和7年第6回農業委員会総会の開催にあたりまして、沼田会長からご挨拶
をいただき、その後の議事進行についても、よろしく願いいたします。

議 長： 本日は何かとお忙しいなか、総会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。
それでは、令和7年第6回の名寄市農業委員会総会を開会いたします。
本日、委員定数27名中、委員26名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第
3項 在任委員の過半の出席となっていますので、総会は成立することを宣言いたします。

議 長： **日程第1、「会議録署名委員の指名について」**を議題に供します。会議録署名委員は、26
番 中野委員、27番 菅野委員の両名を指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって会議録署名委員は、中野委員、菅野委員に決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第2、議案第1号「土地の現況証明願いについて」**を議題に供します。
番号14番から番号16番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： （議案第1号 番号14番から番号16番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

小田桐委員： はい。

議 長： 小田桐委員。

小田桐委員： 23番 小田桐です。番号14番から番号16番について説明します。地図の5ページをご
覧ください。番号14番については、今月8日に私と中野委員、清水委員、事務局で現地
に行き、農地として利用されているのを確認しました。地図の「55」の下側付近が所在
地となります。番号15番については、今月1日私と清水委員、山上委員、事務局で現地
を確認しました。所在については、「35」の下側の右端が所在地となります。住宅が建っ
ており農地として利用していませんでした。番号16番については、今月18日に私と中
野委員、清水委員、事務局で現地を確認しました。所在については「54」の太い道路の
真ん中にある農道付近が所在地となります。現地にて農地・採草放牧地以外となっている
ことを確認しました。ご審議の程よろしく願いします。

議 長： ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号14番から番号16番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号14番から番号16番は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： **番号17番**については、私から意見がありますので席移動につき暫時休憩といたします。（13：36）

議 長： 議事を再開いたします。（13：37）
番号17番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第1号 番号17番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

沼田委員： はい。

議 長： 沼田委員。

沼田委員： 13番 沼田です。番号17番について説明します。今月17日に新田委員、藤野委員、私と事務局で現地を確認いたしました。所在については、地図の8ページをご覧ください。右側に黄色のマーカーで二十七線とあります。そこと西二号の交わった所の北東付近が所在地となります。大豆が植えてあり、農地として利用していることを確認いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、沼田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号17番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号17番を原案のとおり証明することに決定いたしました。
席移動のため、暫時休憩といたします。（13：37）

議 長： 議事を再開いたします。（13：38）
続きまして、**番号18番から番号20番**までを審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第1号 番号18番から番号20番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

藤野委員： はい。

議 長： 藤野委員。

藤野委員： 21番 藤野です。番号18番から番号20番について説明します。今月11日に沼田委員、新田委員、私と事務局で現地を確認いたしました。最初に番号18番の所在については、地図の8ページをご覧ください。真ん中に黄色のマーカーで二十二線とあります。最初の「二」の文字の下側付近が所在地となります。数年前に区画整備を行い現在作付けされております。番号19番の所在ですが、同じく地図の8ページをご覧ください。「二」の上側の川向こうが所在地となります。畑として不便であり作付けしていないことを本人から申出があり、現地で農地として利用していないことを確認いたしました。番号20番の所在ですが、同じく8ページをご覧ください。二十線と東一号の交わる交差点より西に100mほど進んだ付近が所在地となります。同様に非農地であることを確認いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号18番から番号20番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号18番から番号20番を原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号21番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第1号 番号21番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

新田委員： はい。

議 長： 新田委員。

新田委員： 22番 新田です。番号21番について説明します。所在ですが、地図の8ページをご覧ください。中央の辺りに黄色のマーカーで二十四線とありますが、「二」の西側付近が所在地となります。今月11日に沼田委員、藤野委員、私と事務局で現地を確認いたしました。木造の納屋があり、農地・採草放牧地以外であることを確認いたしました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、新田委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号21番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号21番を原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号22番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第1号 番号22番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。意見はありませんか。

安達委員： はい。

議 長： 安達委員。

安達委員： 25番 安達です。番号22番について説明します。所在ですが、地図の8ページをご覧ください。右側の道道旭名寄線と二十五線の交わったところから右に進み、二股になっている付近が所在地となります。木が生い茂っており農地でないことを確認いたしました。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、安達委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号22番を原案のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号22番を原案のとおり証明することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第3、議案第2号「設定された権利の合意解約について」**を議題に供します。**番号3番から番号9番まで**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第2号 番号3番から番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号3番から番号9番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番から番号9番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号10番**は鈴木康裕委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願ひます。暫時休憩します。(13:49)

高松主事： (議案第2号 番号10番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号10番を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番は原案のとおり決定いたしました。
席移動につき、暫時休憩といたします。(13:50)

議 長： 議事を再開いたします。(13:50)
続きまして、**番号11番から番号14番まで**を一括して審査いたします。

高松主事： (議案第2号 番号11から番号14番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。番号11番から番号14番までを原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号11番から番号14番は原案のとおり決定いたしました

議 長： 続きまして、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案の提出について」を議題に供します。始めに貸借の審査を行います。番号9番から番号24番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号9番から24番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号9番から番号24番について説明します。所在については、別紙の地図をご覧ください。番号9番については、左下ピンク色の線で囲った土地が所在地となります。番号11番については、黄色の線で囲った土地が所在地となります。番号13番は、左下のオレンジ色で囲った土地が所在地となります。番号15番は同じく左下薄緑色の線で囲った土地が所在地となります。番号17番は真ん中下水色の囲いが所在地となります。番号19番は左下真ん中の濃い緑色が所在地となります。番号21番は濃い青色の囲いが所在地となります。番号23番は右上の黄土色の囲いが所在地となります。全て〇〇〇〇さんの法人設立に伴う貸借の案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号9番から番号24番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号9番から番号24番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号25番、番号26番は鈴木康裕委員が農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当しますので、本件終了まで退席願ひます。
暫時休憩します。(14:04)

議 長： 議事を再開いたします。(14:04)
番号25番、番号26番を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号25番、番号26番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木英二委員： はい。

議 長： 鈴木英二委員。

鈴木英二委員： 9番 鈴木です。番25番、番号26番について説明します。先ほど合意解約された農地を法人で賃貸する案件となります。所在については、別紙地図をご覧ください。白色で囲った土地が所在地となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、鈴木英二委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号25番から番号26番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号25番から番号26番を原案のとおり決定することにいたしました。席移動のため暫時休憩といたします。(14:16)

議 長： 議事を再開いたします。(14:16)
続きまして、**番号27番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号27番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号27番について説明します。別紙地図をご覧ください。左下紫色の囲いが所在地となります。〇〇〇〇さんの法人設立に伴い、個人から法人へ賃貸借を更新する案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号27番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号27番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、**使用貸借**の審査をいたします。**番号8番、番号9番**を一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号8番、番号9番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

鈴木康裕委員： はい。

議 長： 鈴木康裕委員。

鈴木康裕委員： 7番 鈴木です。番号8番、番号9番について説明します。別紙地図をご覧ください。赤色の囲いが所在地となります。〇〇〇〇さんの法人設立に伴い、自身の農地を法人へ使用貸借する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、鈴木康裕委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号8番、番号9番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号8番、番号9番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号10番から番号12番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事： (議案第3号 番号10番から番号12番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

林 委員： はい。

議 長： 林委員。

林 委員： 15番 林です。番号10番から番号12番について説明します。〇〇〇〇さんの法人設立に伴い、自身の農地および議案第2号で合意解約した農地を法人へ使用貸借する案件となります。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長： ただいま、林委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号10番から番号12番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号10番から番号12番を原案のとおり決定することにいたしました。

議 長： 続きまして、番号13番から番号15番までを一括して審査いたします。事務局の説明を求めます。

高松主事：（議案第3号 番号13番から番号15番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

藤野委員：はい。

議長：藤野委員。

藤野委員：21番 藤野です。番号13番から番号15番について説明します。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが所有する農地を〇〇〇〇に使用貸借する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長：ただいま、藤野委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号13番から番号15番を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長：異議なしと認めます。よって番号13番から番号15番を原案のとおり決定することにしたしました。

議長：以上をもって、議案第3号農用地利用集積等促進計画案の提出については、全て決定され、農業委員会の意見を附して、北海道農業公社に計画策定要請を行うこととします。

議長：続きまして、日程第5、議案第4号「農地法第3条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号3番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第4号 番号3番を読み上げ説明する。）

議長：説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

小田桐委員：はい。

議長：小田桐委員。

小田桐委員：23番小田桐です。番号3番について説明します。所在については地図の5ページをご覧ください。58番と記載があり名寄自動車学校とあります。その東側付近が所在地になります。〇〇〇〇さんが相続した農地を処分したいとなり〇〇〇〇さんへ売買となりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長：ただいま、小田桐委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議長：意見がないようですので、番号3番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号3番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**番号4番**を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第4号 番号4番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

伊藤委員： はい。

議 長： 伊藤委員。

伊藤委員： 24番 伊藤です。番号4番について説明します。所在については、地図の8ページをご覧ください。右側に緑丘と横で記載があり、その下に名風聖苑とあります。その下付近が所在地となります。議案第2号で合意解約した農地を売買する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、伊藤委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号4番について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号4番は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 続きまして、**日程第6、議案第5号「農地法第4条の規定に係る許可申請について」**を議題に供します。**番号2番**の審査をいたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任：（議案第5号 番号2番を読み上げ説明する。）

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

清水委員： はい。

議 長： 清水委員。

清水委員： 18番 清水です。番号2番について説明します。機械や資材が増えたため格納庫と重機置場を整備するため転用する案件となります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長： ただいま、清水委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり）

議 長： 異議なしと認めます。よって番号2番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 続きまして、日程第7、議案第6号「農地法第5条第1項の規定に係る許可申請について」を議題に供します。番号1番は村中代理から意見がありますので、席移動につき暫時休憩といたします。(14:23)

議 長： 議事を再開いたします。(14:23)
番号1番を審査いたします。事務局の説明を求めます。

鈴木主任： (議案第6号 番号1番を読み上げ説明する。)

議 長： 説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見はありませんか。

村中委員： はい。

議 長： 村中委員。

村中委員： 19番 村中です。番号1番について説明します。以前牛舎を建築した所の間口部分を作業場に整備するため転用する案件となります。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長： ただいま、村中委員より意見がありました。
ほかにご意見はありませんか。

議 長： 意見がないようですので、番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり)

議 長： 異議なしと認めます。よって番号1番を許可相当と意見を付して北海道に進達することに決定いたしました。

議 長： 以上で提案しました議案審議は終了しました。
その他、みなさんから何かございますか。

特に無いようですので、以上で第6回名寄市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時30分 閉会)

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____